

社会保険労務士電子証明書発行申請の手続きについて

申請方法

◆下記の「申請に必要な書類」①～④（又は⑤）の書類を揃え、以下の方法により申請してください。

<郵送（特定記録又は簡易書留郵便）>

- ・認証局専用の封筒もしくは任意の封筒（裏面に自宅住所、氏名、所属の都道府県会を記入）にて、下記「問い合わせ・申請書提出先」の連合会事業部事業課電子情報係まで特定記録又は簡易書留郵便により郵送してください。

<連合会窓口への持参>

- ・受付時間は9：30～17：30です（土曜、日曜、祝日、年末・年始は除く）。

申請に必要な書類

◆申請から電子証明書の発送までに約2ヶ月のお時間をいただいております。書類等に不備がある場合は2ヶ月以上かかる恐れがございますので、下記の注意点をよくお読みいただき、申請してください。

①発行申請書 …1通	<ul style="list-style-type: none">*「発行申請書記入例」を参照して正確に記入してください。*実印は、<u>鮮明</u>に押印してください。*記載内容を訂正するときは、該当箇所を二重線で消し、訂正印（実印）を二重線上に鮮明に押印してください。
②印鑑登録証明書 …1通 (発行日より3ヶ月以内のもの)	*コピー不可
③郵便振替払込受付証明書 (お客さま用)	<ul style="list-style-type: none">*最寄りの郵便局で発行料金の払込み手続きをしてください。*郵便局備付けの払込取扱票を利用した場合は、払込受領証のコピーをお送りください。*料金は「社会保険労務士電子証明書発行料金に関して」をご参照ください。

①～④の書類は全ての方について必要となります。

<p><日本国籍の方></p> <p>④住民票の写し又は住民票記載事項証明書 …1通 (発行日より3ヶ月以内のもの)</p> <p>*コピー不可</p>	<p><日本国籍・旧姓利用の方></p> <p>④住民票の写し又は住民票記載事項証明書 …1通 (発行日より3ヶ月以内のもの)</p> <p>*コピー不可</p> <p>⑤戸籍謄(抄)本 …1通 (発行日より3ヶ月以内のもの)</p> <p>*コピー不可</p> <p>※都道府県会へ「<u>社会保険労務士名簿への通称併記願</u>」の届出が必要となります。</p>	<p><外国籍の方></p> <p>④登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書 …1通 (発行日より3ヶ月以内のもの)</p> <p>*コピー不可</p>
--	---	---

問い合わせ・申請書提出先

全国社会保険労務士会連合会 電子情報係

〒103-8346 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館6F

電話 03-6225-4869 (受付時間：9：30～17：30 (土曜、日曜、祝日、年末・年始は除く))

連合会HP <http://www.shakaihokenroumushi.jp>

社会保険労務士電子証明書発行申請のご案内

◆「認証業務規程」、「重要事項説明書」、「認証サービス利用規約」を必ずお読みいただき、「社会保険労務士電子証明書発行申請の手続きについて」をご参照の上、申請してください。

◆社会保険労務士電子証明書の概要等は下記のとおりです。

1. 利用者について

◇社会保険労務士名簿に登録された社会保険労務士法第2条に定める事務に従事する社会保険労務士（開業・社会保険労務士法人の社員・勤務）の方に発行をしております。

2. 利用用途について

◇社会保険労務士法第2条に定める事務として行政への電子的な申請及び届出、並びに同法同条及び第19条に定める事務としての保存における電子署名を行うために使用するものと限定しております。

3. 環境の整備について

◇電子証明書はUSBメモリに格納してお送りいたしますので、USBスロットがついたパソコンが必要となります。その他の電磁的記録媒体では発行できませんのでご了承ください。

◇パソコンのOSはXP、IE（インターネットエクスプローラー）のバージョンは6.0以上を推奨としております。

◇e-Gov電子申請システム、労働保険適用徴収・電子申請システム等を利用して電子申請を行う際には、別途環境を整備していただく必要がございます。詳細は、各機関に直接お問い合わせください。

4. 電子証明書の送付について

◇発行申請書に記載の自宅住所に「本人限定受取郵便（基本型）」でお送りいたします。

※「本人限定受取郵便（基本型）」とは、書留（簡易書留を除く）扱いの郵便物を郵便局に留め置いた上で、名あて本人に到着通知書を送付し、郵便局の窓口において名あて本人に交付する特殊取扱の郵便です。郵便物を受け取る際には、本人であることを確認できる書類（運転免許証等）が必要となります。

◇代理人の受け取りはできません。また、事務所や勤務先にはお送りできませんのでご了承ください。

◇発行申請に必要な書類をお送りいただいてから電子証明書の発送までに、約2ヶ月のお時間をいただいております。書類等に不備がある場合は2ヶ月以上かかる恐れがございますので、ご了承ください。

5. その他

◇電子証明書は本人に限り申請することができます。代理人による申請は受け付けられません。

◇社会保険労務士名簿の変更登録が完了するまで最長2ヶ月かかるため、電子証明書の発行申請前2ヶ月以内に名簿の登録事項（次の①～④）のいずれかを変更した方は、変更内容の確認が必要になります。発行申請前に連合会認証局（03-6225-4869）まで必ずご連絡ください。

①氏名

②事務所名、法人名もしくは勤務先の事業所名

③所属する都道府県社会保険労務士会

④会員種別（勤務→開業、開業→法人社員、開業→勤務等）

◇電子証明書記載事項（上記①～④）に変更があった場合や電子証明書を紛失した場合等につきましては、電子証明書を一度失効して改めて発行申請をしていただく必要がありますので、連合会認証局（03-6225-4869）までご連絡ください。

◇連合会認証局が負う連合会認証サービスの提供に関する損害賠償責任の上限額は1,000,000円です。